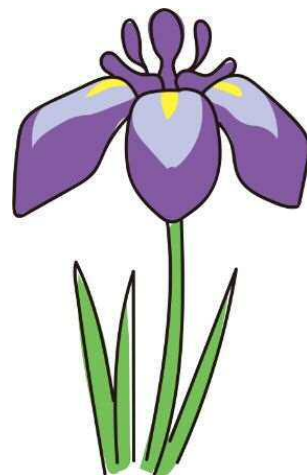


第2期多賀城市 教育振興基本計画

概要版



計画の趣旨・背景

平成18年12月に改正された教育基本法(昭和18年法律第120号)では、政府に教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成29年度に、長期的な展望のもと、教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策を推進するため、多賀城市の教育が目指す基本方針として「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」を掲げ、「多賀城市教育振興基本計画」を策定しました。こうした中、第1期計画が令和2年度末に終了することから、第2期多賀城市教育振興基本計画について定めるものです。第2期計画では、国の第3期教育振興基本計画及び宮城県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化・人口減少の進展、グローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む多賀城市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。

計画の位置づけ

第六次多賀城市総合計画
基本計画・基本構想



教育分野

市長

多賀城市教育等の
振興に関する施策の
大綱

運動・共有

教育委員会

多賀城市
教育振興基本計画

国

教育振興
基本計画



県

教育振興
基本計画



計画の期間

この計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

◆ 本市教育の掲げる基本方針と基本目標

第2期多賀城市教育振興基本計画(概要版)

本市の教育を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な考え方を次のように示しています。

基本方針

夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。

日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。

また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。

さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。

生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。

基本目標

1. 学校・家庭・地域の連携による 教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちが生き生きと安全に暮らすことができます。

2. 学校教育の充実

児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができます。

3. 生涯学習の促進

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができます。

4. 市民スポーツ社会 の促進

運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

5. 文化財の保護と 活用

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができます。

基本方針

夢と希望が輝く
誰もが成長できるまちづくり

基本目標

基本的施策

1. 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上



1-1 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進
1-2 青少年の健全育成

2. 学校教育の充実



2-1 確かな学力の育成
2-2 豊かな心の育成
2-3 健やかな体の育成
2-4 教育環境の保全と運営

3. 生涯学習の促進



3-1 学びと発揮の機会の確保
3-2 文化芸術の振興
3-3 生涯学習施設の保全と運営

4. 市民スポーツ社会の促進



4-1 スポーツ機会の確保
4-2 社会体育施設等の保全と運営

5. 文化財の保護と活用



5-1 文化財の調査・保存の推進
5-2 文化財の活用促進
5-3 文化財の普及啓発

第1節 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

目指す姿

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちが生き生きと安全に暮らすことができます。

1-1 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

【基本的施策の目指す姿】

学校と家庭と地域が連携して子どもたちの育成に携わることで、子どもたちが、地域と繋がりながら成長することができます。

◆主な施策

- ・家庭の教育力の向上のため、子育てに関する学びの機会や情報の提供
- ・学校・家庭・地域の連携・協働体制の推進
- ・子どもたちが安全で安心できる環境づくり
- ・情報や学びの場の充実
- ・地域学校協働活動の推進

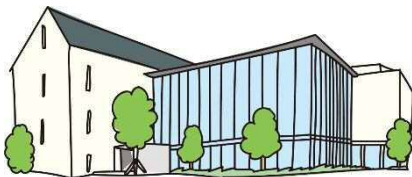
1-2 青少年の健全育成

【基本的施策の目指す姿】

多様な主体が青少年の育成に関わることで、青少年が健やかに成長することができます。

◆主な施策

- ・放課後子ども教室事業
- ・放課後児童クラブとの連携による、一貫した青少年の健全育成の体制の構築
- ・子ども会活動の支援や地域づくりに参画するジュニアリーダーの活動の支援
- ・青少年のボランティア活動の支援
- ・青少年補導員による巡回指導、見守り活動の推進
- ・青少年育成センターにおける青少年や保護者からの相談体制の充実



第2節 学校教育の充実

目指す姿

児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができています。

2-1 確かな学力の育成

【基本的施策の目指す姿】

教師の指導力と学校の教育力を高め、理解の進む授業が受けられることで、児童生徒の確かな学力を育むことができています。

◆主な施策

- ・学校教育専門指導員や指導主事の配置
- ・特別支援教育における専門機関との連携
- ・学校ICTの推進及び35人学級への対応
- ・自然体験等、体験学習の充実
- ・幼稚園や保育所、小学校の連携

2-2 豊かな心の育成

【基本的施策の目指す姿】

気軽に相談できる環境が整うことで、児童生徒の豊かな心が育まれ、安全・安心な学校生活を送ることができています。

◆主な施策

- ・児童生徒のいじめ・不登校等の問題に対応するための相談体制の一層の充実
- ・家庭・地域との連携強化
- ・たがじょう子どもの心のケアハウスを拠点としたソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、支援機関等の支援ネットワークの構築

2-3 健やかな体の育成

【基本的施策の目指す姿】

健康などに関する知識を習得し、基本的な生活習慣を身につけることで、児童生徒の体が健やかに成長することができています。

◆主な施策

- ・運動の日常化を推進
- ・学校と家庭の連携による食育の指導
- ・学校給食において地産地消を推進し、郷土料理の提供

2-4 教育環境の保全と運営

【基本的施策の目指す姿】

教育環境が適切に維持管理されることで、安心な学校生活を送ることができています。

◆主な施策

- ・年次計画による改修の実施
- ・防災対応マニュアルの整備
- ・安全で適正な通学区域の調査・研究
- ・学びのセーフティネットの構築
- ・コミュニティ・スクールの設置

第3節 生涯学習の促進

目指す姿

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができます。

3-1 学びと発揮の機会の確保

【基本的施策の目指す姿】

市民ニーズや現代的課題に応じた学習の機会や場が確保されることで、多彩な生涯学習活動を行うことができます。

◆主な施策

- ・各公民館及び市立図書館等の社会教育施設を中心とした多様な講座等の実施
- ・読書活動の推進

3-2 文化芸術の振興

【基本的施策の目指す姿】

良質な文化芸術に触れ、発表する機会や場が確保されることで、市民の文化芸術活動が活発化しています。

◆主な施策

- ・文化センターまつりや各公民館まつりの開催
- ・文化芸術サークルの育成や活動支援
- ・市民参加型の催しもの実施

3-3 生涯学習施設の保全と運営

【基本的施策の目指す姿】

生涯学習施設が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができます。

◆主な施策

- ・快適な施設利用環境の維持のため年次計画による改修の実施

第4節 市民スポーツ社会の促進

目指す姿

運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

4-1 スポーツ機会の確保

【基本的施策の目指す姿】

市民ニーズに応じた様々なスポーツ機会や場が確保されることで、多彩なスポーツ活動に気軽に参加することができます。

◆主な施策

- ・市民スポーツクラブとの連携
- ・市内小中学校の運動施設の一般開放
- ・市民スポーツ大会の開催

4-2 社会体育施設等の保全と運営

【基本的施策の目指す姿】

社会体育施設等が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができます。

◆主な施策

- ・インターネットによる施設予約システムの運用
- ・年次計画による適切な維持管理

第5節 文化財の保護と活用

目指す姿

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができています。

5-1 文化財の調査・保存の推進

【基本的施策の目指す姿】

文化財の調査が適正に行われ、保存が図られることで、今そして将来の市民が文化財の価値に触れることができています。

◆主な施策

- ・地域住民や市民団体との連携による管理及び活動の推進
- ・特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な保存・管理
- ・収蔵環境の整備

5-2 文化財の活用促進

【基本的施策の目指す姿】

特性に沿った文化財の活用が図られ、調和のとれた整備がなされることで、歴史と文化がまちづくりにいかされています。

◆主な施策

- ・特別史跡多賀城跡復元整備事業として多賀城南門の復元
- ・交流拠点としてガイダンス施設の整備
- ・景観行政、観光行政等との総合的・一体的な取組の推進

5-3 文化財の普及啓発

【基本的施策の目指す姿】

文化財の展示や積極的な情報発信を行うことで、文化財のもつ価値に触れることができています。

◆主な施策

- ・市民の興味・関心を惹きつける企画展示や講座の開催、体験学習の充実出前事業などの館外活動の実施
- ・地域の建造物、古文書、石碑及び民俗資料等歴史遺産の保存・継承
- ・地元小学校との連携による多賀城鹿踊及び多賀城太鼓の支援

